

佐賀県告示第635号

指定金融機関等の指定（平成13年佐賀県告示第163号）の一部を次のように改正し、平成29年1月1日から施行する。

平成28年12月27日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1・2 略			1・2 略		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
略			略		
株式会社ゆうちょ銀行	略	母子父子寡婦福祉資金償還金、県営住宅及び駐車場の使用料並びに育英資金返還金の収納事務（自動払込によるものに限る。）	株式会社ゆうちょ銀行	略	母子父子寡婦福祉資金償還金、県営住宅及び駐車場の使用料、 <u>育英資金返還金並びに佐賀県税条例第2条第2号に規定する徴収金の収納事務</u> （自動払込によるものに限る。）
	福岡貯金事務センター				